

さいたま市告示第299号

公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請

令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請する。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

「令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月末日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は20,133,000円（税込）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、「令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(4) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間

がない者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、要求水準書、令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務企画提案実施要項（以下、「実施要項」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128252.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年3月17日（火）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 会社概要が分かる書類

(2) 提出期間

本招請日から令和8年3月3日（火）午後4時まで

(3) 提出方法

ア 電子メールで受け付ける。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(4) 提出先、到達確認に関する問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課支援係

電話 048（829）1362

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

(5) 参加資格確認結果の通知

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無に関わる通知を、令和8年3月6日（金）頃に通知予定

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和8年2月25日（水）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(3) 提出先、到達確認に関する問合せ先

4(4)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年3月2日（月）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128252.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部、副本5部）

イ 積算内訳書

(2) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期間

参加資格の確認通知到達後から令和8年3月17日（火）（持参の場合は休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）（郵送の場合は必着）

(4) 提出場所

4(4)に同じ

(5) 企画提案書等の無効

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を記載した者が提出した企画提案書

7 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定に当たっては、令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務受託事業者選定委員会において、企画提案書及び関連書類をもとに審査を行い決定する。

8 その他

(1) 優先交渉権者決定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、優先交渉権者の決定を取り消されることがある。

(2) この企画提案書の提出等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 詳細は、要求水準書及び実施要項による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課支援係

電話 048(829)1362

FAX 048(829)1944

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp